

資 料 編

当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

敬称省略

所属	職名・氏名	備考
当別町社会福祉協議会	会長 下段 寿之	委員長
当別町民生児童委員協議会	女性委員会 委員長 菅 純子	副委員長
江別医師会当別ブロック	太美中央医院 院長 富岡 岑生	
当別町老人クラブ連合会	会長 高木 馥美	
当別町介護者と共に歩む会	会長 五十嵐 潔	
当別町ボランティア連絡協議会	会長 八木 和香美	
当別町ケアマネジャー連絡協議会	幹事 内山 映子	
老人保健施設愛里苑	事務長 圓 浄 護	17.11.30 退任
北海道医療大学 看護福祉学部臨床福祉学科	教授 石川 秀也	
一般公募	渡辺 真理	

第3期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 当別町における第3期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって、町民の意見を計画に反映させるため、第3期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する12名以内の委員で構成する。

- (1) 保健・医療、福祉、介護の関係者及び組織の代表者(7名以内)
- (2) 学識経験者(1名以内)
- (3) 利用者、被保険者(2名以内)
- (4) 公募による委員(2名以内)

2 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

3 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

(会議)

第3条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉部福祉課に置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

2 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

第3期(平成18年度から平成20年度)
当別町高齢者保健福祉計画・当別町介護保険事業計画
平成18年3月

発行 北海道当別町
編集 当別町福祉部福祉課
住所 〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町32番地2
当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」
電話 0133-25-2661(代表) 23-3029(担当係)